

富里市環境審議会委員名簿

(敬称略)

組 織	所属機関	氏 名	備考
知識経験者	元千葉県職員	ち よ しんいち 千代 慎一	
	富里市農業委員会	しおざわ ひでかず 塩澤 英一	
関係行政機関の職員	印旛地域振興事務所	う えだ まさつぐ 上田 将嗣	
各種団体の代表	富里市商工会	は ら こうじ 原 幸司	
	富里市農業協同組合	た かやま ゆうじろう 高山 勇治郎	
	富里市区長会	は せ が わ ひでとし 長谷川 英利	
事業所の代表	富里第二工業団地環境保全協議会	か わ な か ち ひろ 川中 智尋	
	富里市商工業促進協議会	た に た のりひこ 谷田 憲彦	
公募による市民	－	よ し き たもつ 吉木 保	
	－	は し も と たかゆき 橋本 孝之	

(任期：令和7年8月1日～令和9年7月31日)

富里市環境審議会条例

昭和47年7月4日条例第14号
改正

平成7年3月27日条例第11号
平成23年6月23日条例第15号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、環境の保全に関する事項を調査審議するため、富里市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 環境の保全に関する基本的事項
- (2) 公害防止対策の樹立及び推進に関する事項
- (3) 公害についての調査及び研究に関する事項
- (4) 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積に関する事項
- (5) その他環境の保全に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は委員10名以内をもつて組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体代表
- (4) 事業所の代表
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き委員の互選によつて定める。

2 会長は会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は必要に応じて特定事項を調査審議するため部外の関係者の出席を求め意見を述べさせ、又は、必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月27日条例第11号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月23日条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第2条及び第5条の規定による改正前の富里市環境審議会条例又は富里市水道事業運営協議会条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定により在職する委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、第2条及び第5条の規定による改正後の富里市環境審議会条例又は富里市水道事業運営協議会条例の規定は適用せず、旧条例の規定は、なおその効力を有する。